

令和 8 年度 第 4 回 菊川市水道料金審議会議事録（議事要旨）

1. 会議概要

会 議 名	令和 8 年度 第 4 回 菊川市水道料金審議会
開 催 日 時	令和 8 年 7 月 30 日（13:30～14:44）
会 場	菊川市役所 東館 E303 会議室
出 席 者	（下記参照）
欠 席 者	なし
事 務 局	菊川市生活環境部水道課

【出席者】

- 委 員：佐藤克昭、伊藤博之、玉澤一雄、清水厚、森下泰孝、戸塚大輔、
 畠田翔太郎、中村一秀、井指好美、鈴木恭子
- 市 職 員：生活環境部長 浅羽淳
- 事 務 局：水道課長 岩堀泰央、庶務係長 小野裕太郎、事業係長 渡邊太吾
 係員 平野剛平
- オブザーバー：株式会社白岩設計

2. 配付資料

- 次第
- 席次表
- 前回議事録
- 別紙資料（菊川市水道料金審議会第 1 ～ 3 回の振り返り）
- 第 4 回審議会資料（事前郵送）
- 投影資料（PowerPoint）（事前郵送）

3. 議事の概要

3.1 開会

事務局より開会。会議成立の報告、配付資料の確認、議事録作成等のため録音・写真撮影を行う旨の説明があった。

3.2 会長挨拶

佐藤会長より、前回までに水道料金の改定率及び新たな料金案の採用について審議したことを踏まえ、本日は市長からの諮問に対する答申案を中心に審議したい旨の挨拶があった。

3.3 第1回から第3回審議会の振り返り（事務局説明）

- 第1回審議会では、水道事業の役割、沿革、施設整備及び経営状況等の現況が説明され、水質検査、漏水、災害対応及び管路更新の優先順位等について質疑が行われたこと。また、市長から会長へ水道料金体系の見直しに関する諮問書が手渡されたこと。
- 第2回審議会では、給水人口の減少、受水費の改定等を踏まえた財政見通しが示され、令和13年度には経常収支比率91.93%、累積欠損金比率24.01%となる見込みなどから、料金改定が必要であるとの方向性が整理されたこと。
- 第2回時点の概算では、料金算定期間を令和9年度から令和13年度までの5年間とし、令和9年度上期を現行料金とする場合、平均改定率8.4%、実質改定率9.3%とされたこと。
- 第3回審議会では、基本水量の無料水量帯を反映した積算方式に切り替え、水量構成比案②『直近の傾向を重視した推計』を全員の賛同により採用し、平均改定率8.5%、実質改定率9.5%を料金水準の前提としたこと。
- 負担配分方法及び逓増度を組み合わせた4案を比較し、多数の賛同によりI-B案『従量料金厚め＋逓増度弱め』を採用したこと。
- 大口径では基本料金の増加率が高くなるものの、口径別負担、料金収入見込額と総括原価の整合、経常収支、内部留保資金及び企業債残高の見通しを確認し、水道料金算定要領に基づく料金案として特段の補正を行わない整理としたこと。

- 以上の振り返りについて質問及び意見はなく、第 3 回までの審議内容が確認されたこと。

3.4 現行料金の基本料金設定経緯に関する補足説明

- 現行料金体系は、旧菊川町及び旧小笠町の合併後、料金統一と利用者負担の調整を目的として平成 21 年度に決定され、急激な負担増を抑える観点から、基本料金側へ配分された固定費の口径別配分に断面積比を採用したものであること。
- 今回の改定では、日本水道協会の水道料金算定要領で基準となる考え方であり、口径ごとの給水能力を反映する理論流量比を採用すること。口径 20mm を 1 とした場合、口径 100mm は断面積比 25.00 に対し、理論流量比 68.91 となること。
- 断面積比の採用が誤りであったということではなく、合併時には大口径使用者の急激な負担増を抑えるための方法として一定の合理性があったと整理できること。
- 総括原価は需要家費、固定費及び変動費から構成され、菊川市では負荷率に基づき、固定費の 26.78%を基本料金、73.22%を従量料金へ配分していること。断面積比又は理論流量比により配分方法が変わるのは、約 60 億円の総括原価のうち約 2 割程度であること。
- 料金算定要領では理論流量比を基本的な方法としつつ、地域特性に応じた補正や断面積比との組合せも選択肢として示されていること。菊川市では、算定根拠の透明性及び再現性を確保する観点から理論流量比を採用すること。

3.5 答申案、条例改正案及び料金改定スケジュール（事務局説明）

- 答申案の結論として、料金体系は口径別基本料金及び水量別従量料金から構成される二部料金制とし、基本料金は 1 か月当たり 8 m³の基本水量を付した口径別料金制とすること。
- 料金算定期間は令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間、改定時期は令和 9 年 10 月、平均改定率は 8.5%、令和 9 年度上期を現行料金とすることを踏まえた実質改定率は 9.5%とすること。
- 答申理由として、料金改定の必要性、採用する料金体系の適当性、料金算定期間及び改定時期の適当性並びに最終料金案の妥当性の 4 点が示されたこと。

- 付帯意見として、①様々な広報手段による丁寧で分かりやすい説明、②有収率の向上、漏水対策、施設更新の優先順位付け等の経営改善及びコスト縮減、③社会経済情勢、水需要、更新投資及び資金残高の継続的な検証並びに 5 年程度の間隔で料金を検討する機会の設定、の 3 点が示されたこと。
- 新料金は 2 か月当たり 16 m³までを基本料金に含み、これを超える水量に逓増型従量料金を適用すること。基本料金と従量料金の合計額は、従来どおり 10 円未満を切り捨てて請求する予定であること。
- 条例改正案は法規部門との協議前の案であり、今後、文章表現が変更される可能性があること。施行期日は令和 9 年 10 月 1 日とし、施行日前後にわたる継続使用について経過措置を設けること。
- 料金改定条例案は令和 9 年 2 月議会へ提出し、議決後の同年 4 月から 9 月までの 6 か月間を周知期間とする予定であること。
- A 地区は令和 9 年 12 月請求分から、B 地区は令和 10 年 1 月請求分から、使用期間の全てに新料金が適用された請求となること。地区により初回反映時期は異なるが、最終的に適用される料金に差はないこと。

3.6 質疑・意見（主なもの）

- 理論流量比が他都市の料金改定でも採用されているかとの質問があり、個別の都市については確認していないものの、近年は水道料金算定要領に基づく方法が基本と考えられること、地域の使用実態等に応じて補正する場合もある旨の説明があった。
- 会長から、料金算定要領には理論流量比のほか、地域特性を踏まえて理論流量比と断面積比を組み合わせる方法も示されており、菊川市では基本となる方法として理論流量比を採用したとの整理があった。
- 周知方法について質問があり、市民向け説明会を 3 会場又は地区ごとに開催する方法、事業者向け説明会、市ホームページ、Instagram、Facebook、LINE 等の活用を検討している旨の説明があった。
- 周知開始時期について、料金改定条例案の議決後、令和 9 年 4 月から開始する予定である旨の説明があった。
- 付帯意見 3 について、事業の取組内容、計画の進捗及び改善状況を市民に分かる形で示し、将来の料金見直しの必要性に関する説明につなげるべきとの意見があった。

- 検証結果の『見える化』として、毎年 1 回程度、使用水量、管路更新、漏水対策、耐震化率及び管路更新率等の目標と実績を、グラフ等により分かりやすく示すことが望ましいとの意見があった。
- SNS 等を利用しない市民にも情報が届くよう、検針票と併せたチラシ配布等を検討してはどうかとの意見があった。事務局からは、チラシ作成の考えはあるものの、現時点ではまず広報誌へ掲載する方向で検討している旨の説明があった。
- 料金改定のみを知らせるのではなく、管路の老朽化及び耐震化、漏水対策、重要施設への更新投資並びに受水を中心とする水源事情等を併せて説明し、『何のために料金改定が必要なのか』を具体的に示すべきとの意見があった。
- 市民からの問い合わせに備え、料金の算定根拠及び市の取組を説明できる資料を準備することが重要であるとの意見があった。
- 一般家庭の小口径に比べ、大口径事業所の基本料金の増加が大きく、料金表を見た事業者がどのように受け止めるか心配であるとの意見があった。

3.7 議事の整理及び今後の対応

付帯意見 3 について、社会経済情勢、水需要、更新投資の進捗及び資金残高の推移を継続的に検証するだけでなく、その結果を市民及び使用者に分かりやすく示す趣旨の文言を加えることとされた。具体的な文言は、事務局と調整の上、会長に一任することが了承された。

上記の修正を行うほかは、答申案、条例改正案の骨子及び料金改定スケジュールについて、出席委員全員の下承を得た。この内容により、市長への答申を進めることとされた。

全員で行う審議は第 4 回をもって終了し、市長への答申は、佐藤会長及び伊藤副会長が令和 8 年 9 月から 10 月頃に行うこととされた。

3.8 閉会 事務局より閉会。